

# 福岡県公報

平成29年2月21日  
第3869号

## 目次

### 告示(第111号-第122号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	1
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	1
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	3
○都市計画の変更	(都市計画課)	3
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
<b>公 告</b>		
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	4
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	4
○公共測量の実施(県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	5
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	5
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	5
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	5
○落札者等の公示	(教育庁総務課)	5
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	6

○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6

### 教育委員会

○平成28年度福岡県教育文化表彰	(教育庁総務課)	7
------------------	----------	---

### 雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集	(環境保全課)	9
○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集	(環境保全課)	11

## 告 示

### 福岡県告示第111号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成26年3月福岡県告示第294号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年2月21日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
自由ヶ丘小学校 ①	宗像市自由ヶ丘四丁目及び自由ヶ丘三丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第112号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成26年3月福岡県告示第295号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年2月21日

## 福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
自由ヶ丘小学校 ①	宗像市自由ヶ丘四丁目及び自由ヶ丘三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

## 福岡県告示第113号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年2月21日

## 福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
自由ヶ丘小学校 ①	宗像市自由ヶ丘四丁目及び自由ヶ丘三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

## 福岡県告示第114号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年2月21日

## 福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

自由ヶ丘小学校 ①	宗像市自由ヶ丘四丁目及び自由ヶ丘三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
--------------	-------------------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

## 福岡県告示第115号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第224号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年2月21日

## 福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
香住ヶ丘6丁目 (3)-2	福岡市東区香住ヶ丘六丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

## 福岡県告示第116号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第225号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年2月21日

## 福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

香住ヶ丘6丁目 (3)-2	福岡市東区香住ヶ丘六丁目 (別紙図面1に示す区域の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載 する表のとおり
------------------	---------------------------------------	---------	---------------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第117号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年2月21日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
香住ヶ丘6丁目 (3)-2	福岡市東区香住ヶ丘六丁目（別紙図面1に示す区域のとおりに）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第118号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年2月21日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
香住ヶ丘6丁目 (3)-2	福岡市東区香住ヶ丘六丁目 (別紙図面1に示す区域の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載 する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年2月21日

福岡県知事 小川 洋

宇美須恵都市計画道路を変更（宇美須恵都市計画道路3・3・14-1号志免宇美線、3・3・14-2号粕屋宇美線、3・3・14-8号辻荒木佐谷線、3・3・14-10号原田太宰府線及び3・4・14-11号下宇美辻荒木線の変更）

### 福岡県告示第120号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成29年2月21日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	32	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 福岡市南区大橋一丁目10番18号 株式会社福岡銀行 大橋支店	平成29年 2月13日
旧			福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 福岡市南区大橋一丁目20番7号 株式会社福岡銀行 大橋支店	

### 福岡県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成

29年3月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年2月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	枝光 今古賀線	柳川市三橋町柳河977番12先から 柳川市糍屋町25番1-5先まで

#### 福岡県告示第122号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年2月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川上伊良原字猿田353の3、字善治川原402の1、402の2、字森554の3
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川上伊良原字猿田397の1、397の4、397の5
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため

## 公 告

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年2月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
3級基準点測量（2点）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区一円	平成29年2月1日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長野津田土地区画整理準備組合委員長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年2月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
3級基準点測量（5点）  
3級基準点改測（10点）  
3級水準点測量（3.5km）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区 長野本町四丁目地内外	平成29年1月31日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年2月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
3級基準点測量（16点）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡福智町神崎地内	平成29年1月21日から 平成29年3月24日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年2月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
基準点測量
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大野城市内一円	平成29年2月9日から 平成29年3月24日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条

において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年2月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
基準点測量 浅野1号線道路区域確定測量業務委託
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	平成28年5月11日から 平成29年3月31日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年2月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
基準点測量
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区大字柄杓田	平成28年12月26日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年2月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称  
人事給与システムのメンテナンス業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称

福岡県教育庁総務部総務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成29年2月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

T I S株式会社 産業事業本部 流通サービスビジネス事業部 九州支社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

41,439,600円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年2月21日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

人事給与システムのメンテナンス業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成29年1月31日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

T I S株式会社 産業事業本部 流通サービスビジネス事業部 九州支社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

34,333,200円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により中間市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年2月21日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画道路の変更（平成29年1月24日中間市告示第13号）

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年2月21日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年11月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人さわやか大善寺

(2) 代表者の氏名

合戸 清

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市大善寺町夜明838番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や困難を抱えている人に対して、お互いに助け合う精神で、介護保険法に基づく居宅サービス事業などを行い、地域社会を豊かで住みやすくする、自主的な福祉活動を活発化し、以て、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

教育委員会

福岡県教育委員会告示第1号

福岡県教育委員会表彰規則（昭和44年福岡県教育委員会規則第10号）第2条の規定に基づき、平成28年度福岡県教育文化表彰を受けたものを、同規則第5条の規定により次のように告示する。

平成29年2月21日

福岡県教育委員会

〔児童生徒の部〕

（個人）

表彰年月日	所属名	氏名
平成29年2月18日	春日市立春日東中学校	添田美純
〃	福岡県立太宰府高等学校	出利葉陵央
〃	福岡市立板付小学校	森田真心
〃	大牟田市立白光中学校	石原愛依
〃	那珂川町立那珂川北中学校	柿元冴月

〃	北九州市立飛幡中学校	北代涼馬
〃	飯塚市立飯塚第一中学校	真鍋志穂
〃	武蔵野中学校高等学校	黒川輝衣
〃	九州国際大学附属高等学校	戸田妃乃子
〃	筑陽学園高等学校	平河楓
〃	北九州市立高等学校	藤井菜々子
〃	福岡県立八幡中央高等学校	前田魁
〃	福岡県立三潞高等学校	八橋巧
〃	沖学園高等学校	横山世奈

（団体）

表彰年月日

団体名

平成29年2月18日	北九州市立守恒中学校放送部
〃	大牟田高等学校ロボット無線部
〃	精華女子高等学校吹奏楽部
〃	福岡市立玄洋中学校男子剣道部
〃	敬愛高等学校女子柔道部
〃	精華女子高等学校ダンス部
〃	中村学園三陽高等学校ヨット部
〃	中村学園女子高等学校剣道部
〃	東福岡高等学校ラグビーフットボール部
〃	福岡工業大学附属城東高等学校ダンス部
〃	福岡第一高等学校バスケットボール部
〃	福岡県立三潞高等学校カヌー部
〃	大蔵プレイヤーズスポーツ少年団
〃	筑紫丘ラグビークラブジュニアスクール
〃	福岡 B R A V E S

〔一般の部〕

1 社会教育部門

（個人）

表彰年月日	所属名	職名	氏名
平成29年2月18日	嘉麻市図書ボランティア連絡協議会	代表	伊藤 惠美香

表彰年月日	団体名	職名	氏名
平成29年2月18日	宗像市立河東中学校	P T A	
〃	福岡県立早良高等学校	P T A	
〃	行橋市立延永小学校	父母教師会	
〃	福岡市立箱崎中学校	父母教師会	
〃	福岡市立百道中学校	P T A	
〃	福岡市立和白幼稚園	P T A	

2 学術・文化部門

(個人)

表彰年月日	所属名	職名	氏名
平成29年2月18日	福岡県銃砲刀剣類登録審査委員		大橋 忠生
〃	福岡県文化財保護審議会	専門委員	關 一 敏
〃	福岡県文化財保護指導委員		桃坂 豊

3 体育・スポーツ部門

(個人)

表彰年月日	所属名	氏名
平成29年2月18日	法政大学	福島 史帆実

表彰年月日	団体名	氏名
平成29年2月18日	上田 惠 亮 整形 外科	
〃	N K Y 福岡	
〃	九州電力アーティサング	
〃	第71回国民体育大会自転車競技会女子福岡県選手団	

4 学校保健部門

(個人)

表彰年月日	所属名	職名	氏名
-------	-----	----	----

平成29年2月18日	一般社団法人福岡市医師会	学校医	大内 伸 夫
〃	公益社団法人北九州市医師会	学校医	永野 隆 治
〃	公益社団法人豊前築上医師会	学校医	久永 孟
〃	一般社団法人門司歯科医師会	学校歯科医	神田 昭 司
〃	一般社団法人八幡歯科医師会	学校歯科医	澁田 英 隆
〃	一般社団法人大川三瀬歯科医師会	学校歯科医	原田 一 男
〃	一般社団法人若松薬剤師会	学校薬剤師	石田 潤 仁
〃	一般社団法人福岡市薬剤師会	学校薬剤師	瀬尾 隆
〃	一般社団法人小倉薬剤師会	学校薬剤師	松本 恭 子

5 教育行政部門

(個人)

表彰年月日	所属名	職名	氏名
平成29年2月18日	上毛町教育委員会	前委員長	黒田 静 香
〃	赤村教育委員会	前委員長	中山 義 英
〃	福津市教育委員会	前委員長	古田 智 信

6 学校教育部門

(個人)

表彰年月日	所属名	職名	氏名
平成29年2月18日	春日市立春日小学校	前校長	清武 直 人
〃	豊前市立八屋小学校	前校長	中島 孝 博
〃	北九州市立西門司小学校	前校長	廣木 雄 司
〃	那珂川町立片縄小学校	前校長	安永 純 二
〃	糸島市立前原西中学校	前校長	古川 泰 永
〃	福岡県教育センター	前所長	今畑 孝 行
〃	福岡県立伝習館高等学校	校長	久保 政 則
〃	福岡県立小倉高等学校	校長	固 谷 寛

(団体)

表彰年月日	団体名
平成29年2月18日	福岡県立香住丘高等学校



## 雑 報

### 福岡県環境審議会公告

瀬戸内海に係る総量削減計画に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

平成29年2月21日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

#### 1 意見募集の対象

瀬戸内海に係る総量削減計画に係る答申案

#### 2 答申案の閲覧場所等

(1)～(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページにも掲載する。

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区場内7-8 小倉総合庁舎内）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1丁目2-1 行橋総合庁舎内）
- (6) 福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）

#### 3 意見書の提出期間

県公報登載の日から平成29年3月7日（火）まで（必着）

#### 4 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

#### 5 意見書の提出先

福岡県環境部環境保全課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3359

（ファクシミリ）092-643-3357

（電子メール）[kanho@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:kanho@pref.fukuoka.lg.jp)

## 意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

## 記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

## 福岡県環境審議会公告

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成29年2月21日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

### 1 意見募集の対象

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定に係る答申案

### 2 答申案の概要

#### (1) はじめに

ア 水生生物の保全に係る水質環境基準について

イ 水生生物保全環境基準の類型指定について

#### (2) 河川・湖沼に係る水生生物保全環境基準の類型指定方針について

ア 類型指定のための必要な情報

イ 対象河川

ウ 類型指定の考え方

エ 湖沼の取扱い

#### (3) 博多湾流入河川及び大牟田市内河川における水生生物保全環境基準の類型指定について

#### (4) 河川ごとの類型指定に係る検討

### 3 答申案の閲覧場所等

(1)～(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページにも掲載する。

(1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）

(2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎内）

(3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）

(4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）

(5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1丁目2-1 行橋総合庁舎内）

(6) 福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

### 4 意見書の提出期間

県公報掲載の日から平成29年3月7日（火）まで（必着）

### 5 意見書提出の方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

### 6 意見書の提出先

福岡県環境部環境保全課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3359

（ファクシミリ）092-643-3357

（電子メール）kanho@pref.fukuoka.lg.jp

別紙

## 意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

## 記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。